

第2節 自然公園等による優れた自然環境の保全と活用

1. 現況と課題

本県には、緑豊かな丘陵、変化に富んだ海岸、豊富な水を湛えた河川・湖沼など、個性豊かな自然環境があります。

県を代表するこれらの優れた自然環境が失われることのないように保全し、次の世代に引き継いでいかなければなりません。

本県では、優れた自然の風景地の保護とその利用の増進を目的とした自然公園が指定されているほか、優れた天然林や希少な野生動植物の生息・生育区域、地域住民に親しまれてきた良好な自然環境などを自然環境保全地域等に指定しています。

さらに、県内の市町村の中にも、独自に条例を定め、自然保護地区などの地域指定を行っているところがあります。

これら自然公園や自然環境保全地域等の区域内には、学術的にも貴重な原生的自然環境が残されており、同時に県における***生物多様性**の核(コア)となる場所になっています。

そのため、自然公園や自然環境保全地域等では、自然環境の保全に影響を及ぼすおそれのある各種開発行為を規制するとともに、適切に利用していくための施設整備を行ってきました。

今後も、これらの地域の適正な管理を行っていくとともに、必要に応じて区域の見直しを行うなど、本県の優れた自然環境の保全に努めていかなくてはなりません。

なお、新たに自然公園や自然環境保全地域等の区域を指定する場合には、指定後に土地利用上の制約を伴うため、土地利用者の理解と協力を得ながら、市町村等と十分連携し進めていくことが必要です。

自然環境とのふれあいは、人の心を豊かにし、自然と共生する社会を築いていく大きな礎となります。

このため、自然公園や自然環境保全地域等の優

れた自然環境が人為的な影響により損なわれることがないように十分留意しながら、人と自然とのふれあいの場、環境について学ぶ場として、県民に広く活用されるよう、より一層その保全と施設の整備を図ることが求められています。

(1) 自然公園の指定

自然公園は、優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図るため、「自然公園法」及び「千葉県立自然公園条例」に基づき指定され、27年度末現在、県内には2つの国定公園及び8つの県立自然公園があり、その面積は28,537haで、県土の約5.5%に当たります。

(図表 2-2-1)

自然公園は、保護と利用を内容とする公園計画に基づいて管理・整備されています。公園計画のうち保護計画は、風致景観の保護の必要度によって、特別地域、普通地域、***海域公園地区**に分け、風景に支障を及ぼす行為を規制誘導することにより、その地域又は地区の保護を図るものです。利用計画は、自然公園利用の中心拠点として施設を集团的に整備する***集団施設地区**及び園地、広場、駐車場等の単独施設を各地区の特性や利用度に対応しながら整備を進めるものです。

なお、10年4月から県立九十九里自然公園特別地域の海浜部において、貴重な海浜動植物を保護するため、車両等の乗入れ規制を実施しています。

(2) 自然環境保全地域の指定

優れた自然環境等を将来に継承していくため、「千葉県自然環境保全条例」に基づき、次の3種類の保全地域を指定しており、27年度末現在、28地域が指定され、その面積は1,956haで県土の約0.4%に当たります。(図表 2-2-2)

図表 2-2-1 自然公園の指定状況

| 区分 | 公園名 | 指定年月日* | 面積 (h a) | 保護計画 | 利用計画 |
|--------|-------------------|--------------------------------------|---------------------------|------------------------|----------------|
| 国定公園 | 南房総国定公園 | S 3 3 . 8 . 1 (H 1 4 . 1 0 . 1 1) | 5, 6 9 0 | 特別地域 普通地域 海域公園地区 | 集団施設地区 単独施設 |
| | 水郷筑波国定公園 | S 3 4 . 3 . 3 (H 1 7 . 4 . 2 2) | 3, 1 5 5 (全体34, 9 5 6) | 特別地域 普通地域 | 単独施設 |
| | 計 | | 8, 8 4 5 | | |
| 県立自然公園 | 県立養老溪谷奥清澄 自然公園 | S 1 0 . 8 . 9 (S 6 1 . 5 . 9) | 2, 7 9 0 | 特別地域 普通地域 | 単独施設 |
| | 県立九十九里自然公園 | S 1 0 . 8 . 9 (H 5 . 2 . 5) | 3, 2 5 3 | 〃 〃 | 集団施設地区 単独施設 |
| | 県立印旛手賀自然公園 | S 2 7 . 1 0 . 2 4 (H 7 . 5 . 2) | 6, 6 0 6 | 〃 〃 | 単独施設 |
| | 県立高宕山自然公園 | S 1 0 . 8 . 9 (S 6 3 . 1 0 . 1 1) | 2, 3 4 2 | 〃 〃 | 〃 |
| | 県立嶺岡山系自然公園 | S 1 0 . 8 . 9 (S 3 9 . 6 . 9) | 1, 5 7 4 | 普通地域 | — |
| | 県立富山自然公園 | S 2 6 . 3 . 3 (H 7 . 5 . 2) | 6 7 6 | 特別地域 普通地域 | 単独施設 |
| | 県立大利根自然公園 | S 1 0 . 7 . 5 (H 7 . 5 . 2) | 5 0 3 | 〃 〃 | 〃 |
| | 県立笠森鶴舞自然公園 | S 4 1 . 3 . 8 (S 6 0 . 1 . 8) | 1, 9 4 8 | 〃 〃 | 〃 |
| | 計 | | 1 9, 6 9 2 | | |
| 合計 | | 2 8, 5 3 7 | | | |

図表 2-2-2 自然環境保全地域等の指定状況(28年3月末現在)

| 地域名 | 地域数 | 面積 |
|----------|--------|--------------------|
| 自然環境保全地域 | 9 地域 | 1, 7 7 3 . 7 5 h a |
| 郷土環境保全地域 | 1 8 地域 | 1 0 5 . 3 1 h a |
| 緑地環境保全地域 | 1 地域 | 7 7 . 3 0 h a |
| 合計 | 2 8 地域 | 1, 9 5 6 . 3 6 h a |

ア 自然環境保全地域

優れた天然林が相当部分を占める森林の区域、地形や地質が特異な区域、希少あるいは固有な野生動植物が生息し、又は生育している区域

イ 郷土環境保全地域

歴史的、郷土的に特色のある遺跡、建築物又は地域住民に親しまれてきた由来のある樹木、岩石、滝などと一体となって良好な自然環境を形成している区域

ウ 緑地環境保全地域

地域住民の健全な心身の保持、増進及び災害の防止などに役立つと認められる自然環境を形成している樹林地、水辺などの区域

* 指定年月日欄の () 内は最終点検年月日である。

2. 県の施策展開

(1) 生物多様性保全の核(コア)となる優れた自然環境の保全

ア 自然公園による広域的な優れた自然環境の保全

自然公園内の優れた風景地を保護するため、「自然公園法」及び「千葉県立自然公園条例」に基づき各種開発行為の規制を行っており、風致景観に支障を及ぼす一定の行為については、知事の許可（特別地域及び海域公園地区）又は知事への届出（普通地域）が必要です。

さらに、建築物の建設については、「千葉県自然公園等における建築物等の建設に係る指導要綱」に基づき、知事への許可申請等の前に、その規模に応じて、事業者と事前協議や景観等影響評価を義務付けるなど、風致景観の適正な保全に努めています。

このほか、自然公園指導員、自然保護指導員を配置し、公園区域内の巡視及び公園利用者に対する自然環境保全に関する普及啓発活動を実施しています。

ウ いすみ環境と文化のさと

「いすみ環境と文化のさと」は、身近にふれあうことのできる昆虫や小動物の生息する豊かな環境を保全しつつ、自然や郷土の文化にふれあう体験学習の場として整備されました。

ネイチャーセンター、昆虫広場、生態園などがあるセンター地区とホテルの里やトンボの沼などの7か所のスポット地区がいすみ市内に点在しています。

これらのスポット等を活用して年間40回余の自然と親しむ行事が実施されています。

(3) 史跡名勝天然記念物の保護対策

ア 史跡名勝天然記念物の指定

「文化財保護法」に規定する文化財のうち史跡、名勝及び天然記念物を総称して記念物と言い、国はわが国を代表する価値を有する文化財を、県及び市町村はそれぞれの地域を代表する価値を有する文化財を指定し、保護を図っています。(図表2-2-7)

①史跡：貝塚、古墳、集落跡、城跡、社寺跡等で歴史の正しい理解に欠くことができないもの

②名勝：庭園、島嶼等で風致景観に優れ、あるいは芸術的、学術的価値の高いもの

③天然記念物：特有の動物及びその生息地、名木、巨樹、自然林、海浜植物群落、湖沼等の水草類、岩石・化石の産地、地層、洞穴等で学術上貴重で自然を記念するもの

記念物はその土地に関わる価値を以て指定する文化財であり、自然環境とも密接な関連を有しています。指定された文化財は原則として指定時の現状を保存することを前提とし、厳格に保護が図られることから、環境行政の一環であるとも考えられます。

図表2-2-7 本県における記念物指定状況

(28年3月末現在)

| | 国 | 県 | 市町村 | 合計 |
|-------|----|-----|-----|-----|
| 史跡 | 27 | 81 | 366 | 474 |
| 名勝 | 4 | 3 | 7 | 14 |
| 天然記念物 | 17 | 50 | 184 | 251 |
| 合計 | 47 | 134 | 557 | 738 |

国指定名勝及び天然記念物の同時指定1件を含む

イ 史跡の公有化と整備

史跡は、高い歴史的価値を有する土地を指定している文化財ですが、歴史的環境が保全されている史跡の多くは同時に良好な自然環境を維持しています。

本県では、史跡を良好な形で保護するため可能な限り公有化を図り、環境を維持し広く活用を図る目的で史跡公園等としての整備を促進しています。(図表2-2-8)

なお、この事業は市町村等が実施する事業の経費の一部を県として助成するものです。

図表2-2-8 27年度実施事業

－史跡の公有化－

| 市町村名 | 指定区分 | 史跡名 | 事業内容 |
|------|------|----------|--------|
| 鎌ヶ谷市 | 国 | 下総小金中野牧跡 | 先行取得償還 |

－史跡の整備－

| 市町村名 | 指定区分 | 史跡名 | 事業内容 |
|------|------|-------|------|
| 酒々井町 | 国 | 本佐倉城跡 | 災害復旧 |

ウ 名勝の整備

名勝は文化的な背景を持つ風景や庭園などで、その存在は自然環境に支えられています。

したがって、その保護はそのまま自然環境の保護につながるものです。

保護対策としては、市町村等が行う保存整備事業があります。

エ 天然記念物

天然記念物は自然そのものでもあり、名勝と同じくその保護は自然の保護でもあります。

動物の生息条件は植物以上に周辺の環境に左右され、自然環境の変化を如実に反映します。

また、植物の指定は植物生態学上の視点による自然林、社叢等の指定が主流となっています。

(図表 2-2-9)

図表 2-2-9 国・県天然記念物の指定状況及び分類

(28年3月末現在)

| 区分 | 分類 | 国 | 県 | 合計 |
|-------|---------------|----|----|----|
| 動物 | 種 | 3 | 0 | 3 |
| | 生息地・発生地 | 3 | 2 | 5 |
| 植物 | 単木 | 4 | 16 | 20 |
| | 群落地・自生地 | 3 | 4 | 7 |
| | 自然林・社叢等 | 1 | 18 | 19 |
| 地質・鉱物 | 岩石・鉱物・化石の産出状況 | 2 | 5 | 7 |
| | 洞穴 | 0 | 2 | 2 |
| | 地殻変動による地形 | 1 | 1 | 2 |
| | 化石の標本 | 0 | 2 | 2 |
| 合計 | | 17 | 50 | 67 |

保護対策としては、保護増殖等事業があり、この事業を所有者等が実施する場合には事業の経費の一部を県として助成するものです。

(4) 自然環境保全協定の概要と締結状況

ア 協定の概要

ゴルフ場等の開発行為をしようとする事業者と「千葉県自然環境保全条例」第25条の規定により、自然環境の保全を図ることを目的に協定を締結しています。

イ 協定の締結状況

28年3月末における締結中の協定の総数は170件、協定面積合計30,590.8ha、緑地保全面積15,431.5haとなっています。